甘楽町広報

昭和39年7月15日　（毎月15日発行）　第56号【1頁】

7月の納税

1. 固定資産税　2期

税金は計画をたてて必ず納期内に納めましょう

7月1日の人口と世帯

世帯数	2,682戸
男	6,976
女	7,320
計	14,296

発行所　群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡甲852　甘楽町役場　電話（小幡）4番・44番・49番

編集　総務財政課　企画文書係

印刷所　坂本印刷株式会社

悔いのない一票を書く胸を張れ

知事選、28日が投票日

一票に責任と誇りをもとう

七月二十八日は、県知事選挙の投票日です。知事は私たち県民の総代として、私たち県民の生活が少しでもゆたかに、またしあわせになるような政治を行なう人です。したがつて、私たちはこの選挙を通じて、このだいじな県政をつかさどるのにふさわしいりつぱな人を選ばなければなりません。有権者のみなさんのくもりのない目でよく候補者を選び、責任と誇りをもつて一票を投じましよう。

選挙を迎える前に

まず資格の確認を

こんどの知事選挙で使われる選挙人名簿は、三十八年に作られた基本選挙人名簿と、同年十一月に行なわれた衆議院議員選挙のときに作られた補充選挙人名簿（のちに作成しなおした）及び、こんど新しく作られる補充選挙人名簿の三つです。

みなさん「わたしが有権者であることは、役場でわかつているはずだ。」などといわないでください。年令や住居期間の条件では、選挙資格があつても、前述のいずれかの選挙人名簿に名まえがのせられていなければ、選挙はできないのです。

「心配なら――名簿をみよう――」

七月十四日～十八日

三十八年に作られた基本選挙人名簿と、同年十一月の衆議院議員選挙のときに作られた補充選挙人名簿にのつている人は、こんどの選挙にはりつぱに資格があるわけです。

しかし、この名簿にのつているかどうか心配の人は名簿を見て、それを確認しておくとよいでしよう。名簿をおみせするのは、七月十四日から十八日までで、場所は役場の二階です。

選挙人名簿にのつていなければ投票できません。もれている人はかならず補充名簿に登録申請しましよう。

森吉　正昭

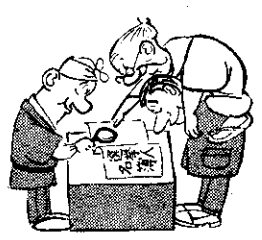

息子の心配

江森　誠一郎

受付で投票用紙をもらいながら、私は、ふと二日前の夕食時のことを思い出していた。

その晩、家族で食卓をかこんでいるとき、長男の正一が、きよう級で学級委員の選挙があつたという話をした。正一は、成績や人格の点からAがふさわしいと思つたが、ふだん鉛筆などをくれるBに投票しなければ悪い気がしたので、Bに投票したというのだ。

私は正一の話を聞きながら、小学校六年生になつたばかりの正一がこんな考え方をするということは、やはり現在の社会の影響なのだろうかと、いささか驚きこういう考え方を持ちながら成長していつた結果はどうなるのだろうかと、多少心配にもなつて来て、「学級委員というのは、みんなの代表なのだから、りつぱだと思う人のほうを選ぶのが、ほんとうだよ」と注意した。

そのときのことを思い出しながら私は、やはり高山さんに投票しようと心に決めた。正一に言つたことは私も実行することが、子供の将来を考えてやることにつながつているのだという思いが、胸の中で感傷的にふくらんだ。無理に置いていかれた品物だけれど、川野さんには、気持ちをこわさないようにして品物を返してくれればいいと思つた私は投票を済ますと、さつぱりした気分で投票所を出た。

投票日から数日たつた日曜日、川野さんの運動員氏宅に品物を返しにいつてきた妻が、その話をしたあと何かを思い出したように、「川野さんのところで品物を持つて来たときね、正一は話を聞いていたのよ」と言つた。

「――」

「正一の選挙の話、よく考えてみたら、学級委員の選挙は一ヵ月前にあつたの。そうすると、この間の話は作り話で、私たちをそれとなくためしたんじやないかと思うの」

私は思わず、けしきばんだ。

「親をだますなんて、けしからんな！」

「ですけど――川野さんのところで来た晩、正一があの品物もらつていいのか、選挙違反にならないかつてしつこくきいたんです。私がいいかげんな返事をしたので、心配になつて、いつしようけんめいであんな話考えたんだと思うわ。悪いといえば、あのときに、はつきりした態度をとらなかつた私たちよ」

私の頭に、あの晩の神妙な正一の顔が浮かんだ。すると、急におかしさがこみあげて来た。私は妻に向かつて言つた。

「子供が親の将来を心配してくれるということも、あるんだな」

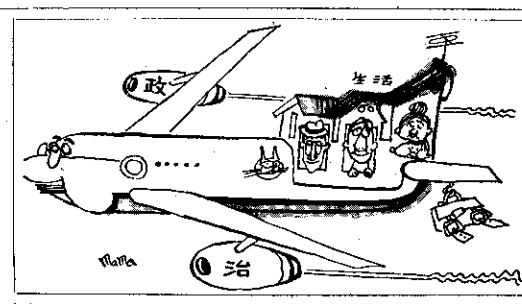

エンジンが悪いとたいへんです。

森吉　正昭

転入者や新有権者は

補充選挙人名簿登録申請を

こんどの知事選挙でも補充選挙人名簿が作られて、新有権者や転入者がこの名簿にのせられ、選挙できることになります。

この補充選挙人名簿にのせられるのは、次にあてはまる人たちですが、これは本人の登録申請に基づいて行なわれるので、登録申請は忘れずに行なうことが必要です。

登録申請を要する人

① 昭和十八年十二月二十二日から昭和十九年七月十四日までに生れた人

② 昭和三十八年八月二日からことしの四月十三日までに町内に転入され、引き続き住んでいる人で、七月十三日現在で満二十才以上になる人

③ 三十八年に作られた基本選挙人名簿と、同年十一月の衆議院議員選挙のとき作られた補充選挙人名簿からもれている人

登録申請受付期間　七月十四日から十八日までの五日間です。

この期間内は、毎日午前八時三十分から午後五時まで役場で受け付けます。また各区長に発録申請書の用紙を渡してありますから、記入してから区長に登録申請書を提出することもできます。この場合押印が必要です。また、期間内でなければ、登録申請は絶対に受け付けられませんから特にご注意ください。

県内転出は投票できる

ただし証明書が必要

こんどの知事選挙では、甘楽町の選挙人名簿にのつている人が、県内の市町村に転出した場合には、甘楽町で投票できます。転出先で三ヵ月以上住んでいれば、住んでいる市町村の補充選挙人名簿にのせてもらうことができます（本人の申請によつて）が、三ヵ月たたない人は、その資格がありません。この人たちはこんどの知事選挙では、転出前の市町村の選挙人名簿にのつていれば、そこで投票することができます。

しかし、この場合には、住所地の市町村長の居住中であるという証明書が必要です。しかし、二回以上住所をかえれば資格がなくなります。

（キケンは危険）

選挙するときは、まず資格として選挙人名簿に登載されることが必要なことは前に申し上げたとおりです。

しかし、名簿に登載されていても、選挙権の行使（投票）がなければ、なんにもなりません。

現在の政治は、主権在民といつて、政治をよくすることも、悪くすることも私たち国民の責任とされています。ですから私たちに与えられた権利をむだにしないで、選挙の際には私たちの意思を代表してくれるりつぱな人を選ばなければなりません。

そのためには、候補者の考えや過去の実績などをよくしらべて、少しでも自分の考えに近い候補者へ投票することです。

"わたしひとりぐらい棄権したつて"という考えはひじように危険なことで、こういう考えの人が多くて投票しない人がふえると、選挙の結果私たちの意思に反した候補者が当選したり、片寄つた政治が行なわれるおそれがあります。

前回の知事選挙では、当町の投票率は八五・一八％でした。今回の選挙では、さらによい投票率が出るようみんなでかならず投票しましよう。

開票は午後七時三十分から中央公民館で…。

病気・出産・旅行者は いまのうちに投票を

やむを得ない用事や病気、出産、老衰などのため、投票日に投票所へ行けない人は、前もつて投票することができます。この投票を「不在者投票」といいます。不在者投票ができるのは、選挙の告示の日から投票日の前日までで、午前8時30分から午後5時までです。場所は役場です

不在者投票をする人は医師の証明とか勤め先の証明などが必要です。この手続きについてよく知らない人は、不在者投票にくる前に、電話などで選挙管理委員会（役場）へ問い合わせてからがよいでしよう。

立合演説会

7月18日午後2時から中央公民館で……。

◇選挙公報、政見放送、演説会で候補者をよく見わけよう。

馬場のぼる

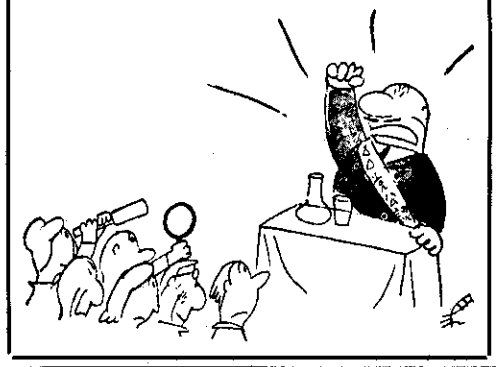

代理投票

文字の書けない人は、代つて書いてもらえます。

森吉　正昭

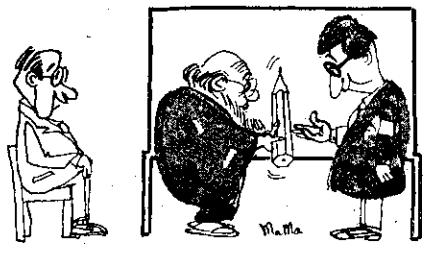

棄権は絶対にやめましよう。政治は国民全部のものですから、選挙権のある人は、かならず投票しましよう。

森吉　正昭

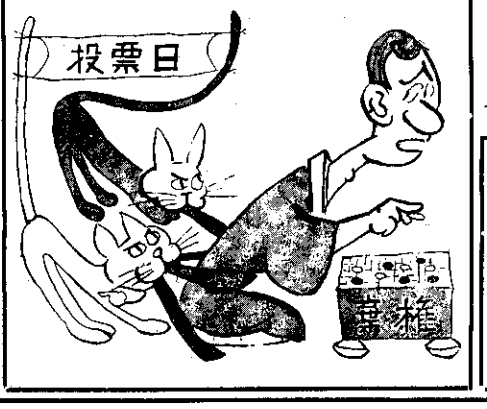

投票は午後6時まで

第6・7投票所は午後5時までです。